

重要事項説明書

《令和6年 4月1日 現在》

利用者に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、草加市条例の規定に基づき、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

| | |
|------------|------------------------|
| 事業者（法人）の名称 | 株式会社 かたなし |
| 主たる事務所の所在地 | 〒340-0002 草加市青柳3-38-33 |
| 代表者（職名・氏名） | 代表取締役 榎本 祐輝 |
| 設立年月日 | 令和元年11月18日 |

2. ご利用事業所の概要

| | | |
|-------------|------------------------------|------------|
| ご利用事業所の名称 | 居宅介護支援センターともえ | |
| サービスの種類 | 居宅介護支援 | |
| 事業所の所在地 | 〒340-0002 草加市青柳3-38-33 A棟101 | |
| 電話番号 | 048-947-1706 | |
| 指定年月日・事業所番号 | 令和2年 4月 1日 | 1171802885 |
| 管理者の氏名 | 榎本 真希子 | |
| 通常の事業の実施地域 | 草加市 | |

3. 事業の目的と運営の方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。 |
| 運営の方針 | 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。 |

4. 提供するサービスの内容

- 居宅を訪問し心身の状態を把握の上、ご本人やご家族の希望を踏まえ、利用者自身のサービス選択を基本にした「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、ご本人とご家族、サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 当事業者に対して、特定の指定居宅サービス事業者だけでなく、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができ、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- 要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いいたします。

5. 営業日時

| | |
|-------|---|
| 営業日 | 月曜日から金曜日まで（9時から17時） ただし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。 |
| 緊急連絡先 | 代表電話にて24時間体制にて受付 |

6. 事業所の職員体制

| | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 |
|----------------------------|------|-----|-------------|
| 管理者 | 1人 | | 事業所の職員・業務管理 |
| 主任介護支援専門員 (うち1人は管理者と兼務) | 1人以上 | 0人 | 居宅介護支援業務 |
| 介護支援専門員 | 3人以上 | 0人 | 居宅介護支援業務 |

7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日草加市の窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 【基本利用料】**[草加市（5級地）：1単位10.7円]**

| 取扱要件 〈介護支援専門員1人当たり〉 | 利用料 (1か月あたり) | | 利用者負担金 | |
|--------------------------------|-----------------|------------------|-------------|---------------|
| | | | 法定代理 受領分 | 法定代理 受領分以外 |
| 居宅介護支援費Ⅰ (i) 〈取扱件数：45件未満〉 | 要介護度1・2 | 11,620円 (1086単位) | 無料 | 11,620円 |
| | 要介護度3・4・5 | 15,097円 (1411単位) | | 15,097円 |
| 居宅介護支援費Ⅰ (ii) 〈45件～60未満〉 | 要介護度1・2 | 5,820円 (544単位) | 無料 | 5,820円 |
| | 要介護度3・4・5 | 7,532円 (704単位) | | 7,532円 |
| 居宅介護支援費Ⅰ (iii) 〈取扱件数：60件以上〉 | 要介護度1・2 | 3,488円 (326単位) | 無料 | 3,488円 |
| | 要介護度3・4・5 | 4,515円 (422単位) | | 4,515円 |

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(2) 【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。
基本利用料同様に、法定代理受領サービスである時は、自己負担はありません。

| 加算の種類 | 加算の要件 | 加算額 |
|--------------|--|-------------------|
| 初回加算 | 新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合 (1月につき) | 3,210円 (300単位) |
| 特定事業所加算(Ⅰ) | 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の定期的な開催」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 (1月につき) | 4,504円 (421単位) |
| 特定事業所加算(Ⅱ) | | |
| 特定事業所加算(Ⅲ) | | |
| 入院時情報連携加算(Ⅰ) | 利用者が入院した日のうちに、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合 (1月につき1回を限度) | 2,675円 (250単位) |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ) | 利用者が入院した翌日又は翌々日に、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合 (1月につき1回を限度) | 2,140円 (200単位) |
| 退院・退所加算 | 病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たり病院等の職員から必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合 (入院又は入所期間中につき1回を限度) | |

| | | |
|-----------|---|-------------------|
| | 【(I)イ】病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合 | 4,815円 (450単位) |
| | 【(I)ロ】病院等の職員からの情報収集をカンファレンスにより1回行っている場合 | 6,420円 (600単位) |
| | 【(II)イ】病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合 | 6,420円 (600単位) |
| | 【(II)ロ】病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合 | 8,025円 (750単位) |
| | 【(III)】病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合 | 9,630円 (900単位) |
| 通院時情報連携加算 | 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上でケアマネジメントを実施した場合（月1回を限度） | 535円 (50単位) |

(2) 【減算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が減算されます。

| 減算の種類 | 減算の要件 | 減算額 |
|-----------|--|-------------------|
| 特定事業所集中減算 | 正当な理由なく、特定の事業所に80%以上集中した場合(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与) | 2,140円 (200単位) |
| 運営基準減算 | 運営基準に沿った適切な居宅介護支援が提供できていない場合 | 基本単位数の50%に減算 |

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 担当の介護支援専門員

担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、お申し出ください。

氏名： 榎本 祐輝

連絡先(電話番号)： 080-1024-3966

11. 苦情相談窓口

指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。その苦情の真の原因を突き止め、より良いサービスが提供されるよう努めます。

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。

| | |
|---------|---|
| 事業所相談窓口 | 電話番号： 048-947-1706 担当： 居宅介護支援センターともえ 管理者 |
|---------|---|

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

| | |
|------------------------|---|
| 草加市役所 介護保険課 | 電話番号： 048-922-0151 (代表) 受付時間： 8時30分～17時 (土日祝除く) |
| 埼玉県国保連合会 介護保険課苦情対応係 | 電話番号： 048-824-2568 (代表) 受付時間： 8時30分～正午、13時～17時 (土日祝除く) |

※当事業所における通常の事業の実施地域以外を保険者とされる方につきましては、別紙
[該当者のみ] による。

11. サービス割合

当事業所におけるケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員が利用者の状況把握のため、居宅等への訪問を少なくとも1月に1回行います。利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合には、加えて利用者の居宅を訪問することがあります。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスの利用ができなくなったときは、できる限り早急に利用するサービス事業所、又は担当の介護支援専門員へご連絡ください。
- (3) 疾患に対する対応を円滑に行うため、必要に応じて利用者の主治の医師および関係医療機関と、疾患に関する情報について連絡をとらせていただきます。

またこれらを円滑に行うため、入院する必要がある場合には「9. 担当の介護支援専門員」に記載された介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院等にお伝えください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住所 草加市青柳3丁目38-33 A棟101
事業者名 居宅介護支援センターともえ

説明者 氏名 _____